

計測装置の設計製作、整備作業に係る労働者派遣契約

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

先進プラズマ研究部

先進プラズマ第 2 実験グループ

1. 件名

計測装置の設計製作、整備作業に係る労働者派遣契約

2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）における計測装置開発のため
に計測装置の設計製作、整備作業を行う労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

3.1 計測装置の設計製作に係る業務

(1) 計測装置の設計製作に向け、3次元 CAD システム(CATIA-V5)を用いて設計／強度計算評価／組立検討等を
実施すること。主な業務内容を以下に示す。

- ・重量 5ton、全高 6.8m の計測器用架台を設置するための各種設計／組立検討、強度計算評価、他設備との
干渉確認／検討を行う。
- ・レーザー計測装置を設置するための各種設計／組立検討、他設備との干渉確認／検討を行う。
- ・X 線遮蔽／中性子線遮蔽材を有する計測装置の設置に関する、床荷重等強度計算評価／補強柱検討／固
定座検討／組立検討を行うこと。
- ・各種計測装置の設置に関する、各共通架台への固定座検討/共通架台床欠き検討を行うこと。

(2) 上記(1)の業務と密に関わる付随業務として、機械設計と組立検討に係る報告書等や関連する書類・図面の作成
を行うこと。

(3) 計測装置に係る CAD モデルの作成・管理を行うこと。

(4) 計測装置設計に必要な周辺機器との干渉等係る調査、調整を行うこと。

3.2 計測装置の整備作業に係る業務

(1) 新規計測装置の据付に向けた他設備との干渉調査等を行うこと。

(2) 新規計測装置の調達に向けた受入運搬、整備を行うこと。

(3) 新規計測装置の据付に向けた周辺調査、レーザートラッカーを用いた絶対位置座標の測量を行うこと。

3.3 計測装置組立作業に係る業務

(1) 各種専用治具を用いた計測装置の組立に関する安全管理、監督及び指導業務を行うこと。

3.4 上記の設計製作、整備作業、組立作業に必要な以下の作業等

(1) 書類等の収集、分析及び作成を行うこと。

(2) 打合せへの参加及びその準備を行うこと。

(3) 調査、他部署との調整を行うこと。

3.5 計測装置の運転関連に係る業務

(1) 各種計測装置の運転・保守・試験に関する業務、および点検業務の補助を行うこと。

3.6 その他上記の付隨的業務

上記業務に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

4. 必要な要件

(1) 計測装置の設計製作を行うために必要な、高真空及び高精度機器の製作技術に関する専門知識、並びに3次元
CAD機械設計に関する知見、技術力を有すこと。

(2) 3次元CADを用いた高真空及び高精度の計測装置、真空フランジ等の機械設計業務の実務経験を有すること。

(3) 整備作業を実施する場所には放射線管理区域が含まれることから、放射線業務従事者であり、かつ放射線管理

区域内作業の知見、及び実務経験を有すること。

(4) 核融合プラズマ実験装置の計測装置に関する知見、核融合プラズマ実験装置の運転、保守に関する実務経験を有すること。

(5) 計測装置の整備作業を効果的かつ円滑に実施するために必要な、下記の資格、特別教育、技能講習（又はその内容を内包する、より上位かつ高度な資格・免許）及び実務経験を有すること。

・玉掛け技能講習

・クレーン運転士（機上運転式／無線操作式；5ton以上）

(6) 上記業務を遂行する上で必要となる事務系パソコンソフト（MS-Word及びMS-Excel）を用いて文書を作成することが可能なこと。

(7) 日本語によるコミュニケーション及び文章理解・作成が可能なこと（日本語を母国語としない場合は日本語能力試験「N2」相当以上を求める）。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 先進プラズマ研究部 先進プラズマ第2実験グループ

（住所：茨城県那珂市向山 801-1）

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

電話番号 029-277-5053

7. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所 先進プラズマ研究部 先進プラズマ第2実験グループ

8. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所 先進プラズマ研究部 先進プラズマ第2実験グループリーダー

9. 派遣期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他QSTが指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、QSTの業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休暇時間

(1) 就業時間：9時00分～17時30分（休憩時間60分を含む。）

(2) 休暇時間：12時00分～13時00分まで

ただし、3.5項の計測装置の運転関連に係る業務に於いては、時差出勤を命ずる場合があるため、派遣元の就業規則に

おいて以下の時間帯での時差出勤が可能であること。

- 1) 8 時 00 分～16 時 30 分 (うち 12 時 00 分～13 時 00 分は休憩時間とする)
- 2) 14 時 00 分～22 時 30 分 (うち 18 時 00 分～19 時 00 分は休憩時間とする)

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

13. 人員 1名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST 職員と協議の上、必要な処置を講じること。)

14. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。」

15. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QST が負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち（1）～（4）については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」（人事担当課）へ各 1 部、（5）については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) その他契約上必要となる書類

※上記（1）の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記（3）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が 45 歳以上である場合はその旨（60 歳以上の場合はその旨）、18 歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記（4）における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等

・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等

・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し、安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、QST が実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST 外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、O A 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたこと。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上